

防府市交通系 I C カード運賃割引事業補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 1 5 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、交通系 I C カードの普及を図るため、タクシー事業者による交通系 I C カード利用者への運賃割引に対して、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、防府市に事業所又は営業所を置く、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者をいう。

2 この要綱において「交通系 I C カード」とは、交通系 I C カード全国相互利用に対応する以下の 9 つの交通系 I C カードとする。

- (1) ICOCA
- (2) Suica
- (3) Kitaca
- (4) TOICA
- (5) SUGOCA
- (6) PASMO
- (7) nimoca
- (8) はやかけん
- (9) manaca

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の補助対象事業者は、前条第 1 項に定めるタクシー事業者とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、交通系 I C カードを用いた運賃の決済 1 件あたり 3 0 0 円とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、防府市高齢者等バス・タクシー助成事業実施要綱又は防府市心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱に基づく運賃割引との併用は不可とする。

(実施方法)

第5条 タクシー事業者は、タクシー利用者が交通系ICカードを用いた決済を行う場合には、前条で定める額を割り引いてタクシー利用者に運賃を請求するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするタクシー事業者は、ひと月ごとに交通系ICカード決済による割引の状況を取りまとめ、翌月15日までに、防府市交通系ICカード運賃割引事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、防府市交通系ICカード運賃割引事業補助金交付の決定及び額の確定通知書(第2号様式)により、当該タクシー事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により通知を受けたタクシー事業者が補助金の交付を受けようとするときは、防府市交通系ICカード運賃割引事業補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第9条 補助金の交付を受けたタクシー事業者は、補助金に係る経費について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定若しくは交付を受けたタクシー事業者に対して補助事業に関する報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を検査し必要な指示を行うことができる。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けたタクシー事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、同日後もなお効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、同日後もなお効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者所在地

名 称

代表者氏名

（電話）（ ） —

防府市交通系 I C カード運賃割引事業補助金交付申請書

年 月分の防府市交通系 I C カード運賃助成補助金の交付を、防府市交通系 I C カード運賃割引事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

【算出式】

交通系 I C カードによる決済件数 件 …①

交付申請額（①×300円） 円

2 添付書類

補助金算定の根拠となる書類

第 2 号様式（第 7 条関係）

指令 第 号

年 月 日

様

防府市長

防府市交通系 I C カード運賃割引事業補助金交付の決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年 月分の防府市交通系 I C カード運賃割引事業補助金については、防府市交通系 I C カード運賃割引事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額 金 円

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者所在地

名称

代表者氏名

（電話）（ ）－

防府市交通系ICカード運賃割引事業補助金請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付の決定及び額の確定通知のありました防府市交通系ICカード運賃割引事業補助金について、防府市交通系ICカード運賃割引事業補助金第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額

金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 支店 金庫 支所
預金種別	普通預金・当座預金
口座番号	
口座名義	